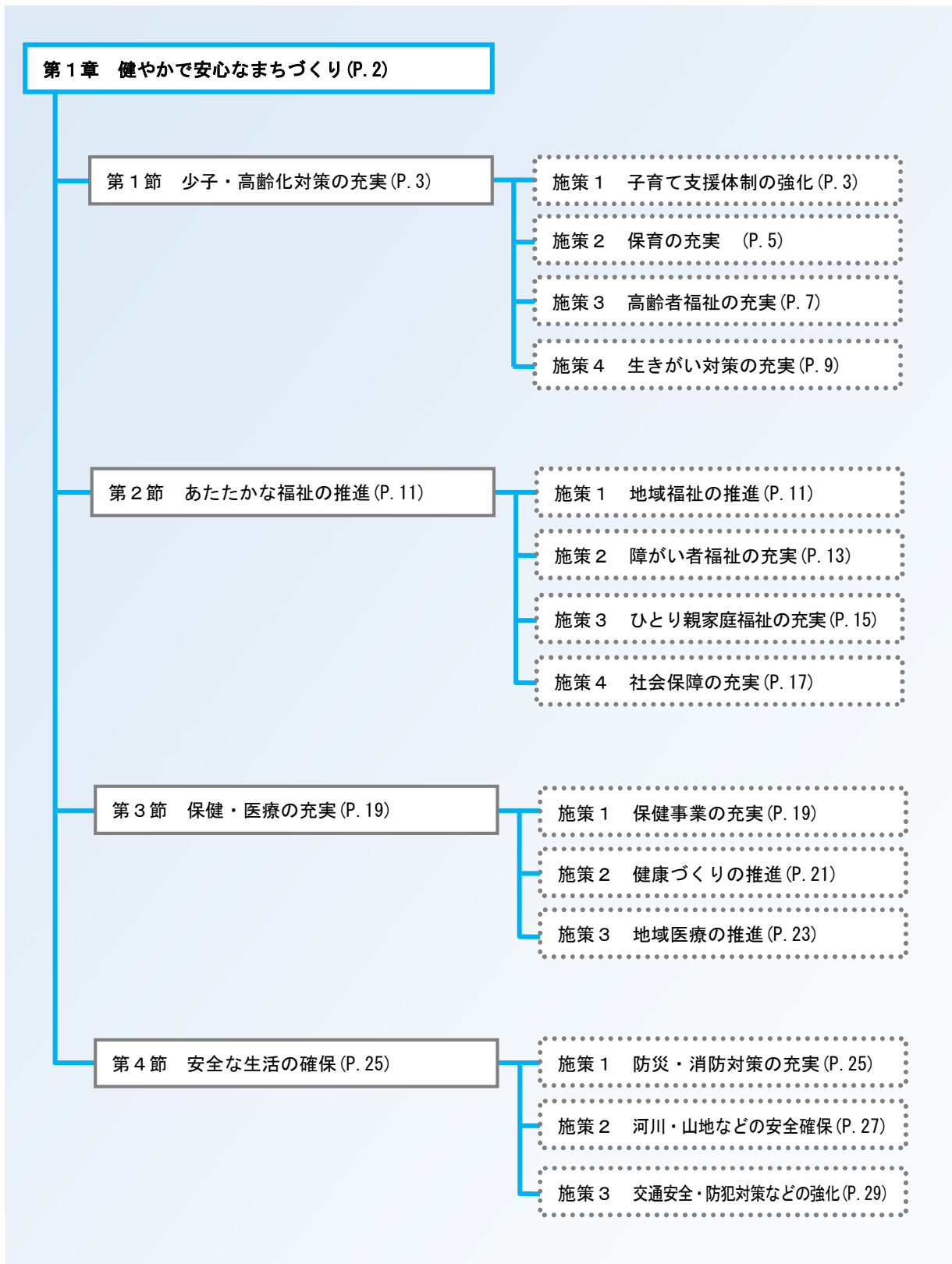


基本計画

基本計画の全体構成			
項 目	頁	項 目	頁
第1章 健やかで安心なまちづくり	2	第4章 活力あふれる産業のまちづくり	65
第1節 少子・高齢化対策の充実	3	第1節 農林業の推進	66
施策1 子育て支援体制の強化	3	施策1 農業の振興	66
施策2 保育の充実	5	施策2 林業の振興	68
施策3 高齢者福祉の充実	7	第2節 商工業の推進	70
施策4 生きがい対策の充実	9	施策1 商業の育成	70
第2節 あたたかな福祉の推進	11	施策2 工業の育成	72
施策1 地域福祉の推進	11	第3節 地域資源を活かした産業の促進	74
施策2 障がい者福祉の充実	13	施策1 観光・交流の振興	74
施策3 ひとり親家庭福祉の充実	15	施策2 地域資源の有効活用の促進	76
施策4 社会保障の充実	17	第4節 新たな産業立地と雇用の促進	78
第3節 保健・医療の充実	19	施策1 企業誘致の推進	78
施策1 保健事業の充実	19	施策2 雇用・労働対策の強化	80
施策2 健康づくりの推進	21	第5章 豊かな心と文化を育むまちづくり	82
施策3 地域医療の推進	23	第1節 子ども達への教育の充実と健全育成の推進	83
第4節 安全な生活の確保	25	施策1 家庭・地域教育の充実	83
施策1 防災・消防対策の充実	25	施策2 学校教育の推進	85
施策2 河川・山地などの安全確保	27	施策3 青少年の健全育成	88
施策3 交通安全・防犯対策などの強化	29	第2節 生涯学習・スポーツの推進	90
第2章 便利で快適なまちづくり	31	施策1 生涯学習の条件整備	90
第1節 交通・情報ネットワークの整備	32	施策2 主体的な学習活動の支援	92
施策1 道路の整備	32	施策3 生涯スポーツの推進	94
施策2 公共交通の充実	34	第3節 芸術・文化の振興と歴史資産の継承	96
施策3 地域情報化の推進	36	施策1 芸術・文化の振興	96
第2節 快適な住環境の整備	38	施策2 文化財と伝統芸能の継承	98
施策1 住宅・住環境の整備	38	第6章 新しい未来を創るまちづくり	100
施策2 水道水の安定供給	40	第1節 市民参加の基礎づくり	101
施策3 斎苑の整備	42	施策1 人権・同和施策の推進	101
第3節 美しい街並みと憩いの空間づくり	44	施策2 男女共同参画社会の推進	103
施策1 土地利用・市街地対策の推進	44	施策3 広報・広聴の推進	105
施策2 景観形成の推進	46	第2節 市民参加・交流の促進	107
施策3 公園・緑地の整備	48	施策1 コミュニティ活動の促進	107
第3章 豊かで美しい自然を守るまちづくり	51	施策2 市民活動の充実	109
第1節 自然にやさしいまちづくりの推進	51	施策3 多様な交流の推進	111
施策1 自然環境の保全	51	第3節 効率的で質の高い行政運営の推進	113
施策2 森林の整備・活用	53	施策1 行政運営の充実	113
施策3 下水道・排水処理施設の整備	55	施策2 健全な財政運営の推進	115
第2節 環境との共生	57	施策3 広域行政の推進	117
施策1 環境行政の推進	57		
施策2 ごみの減量化・リサイクルの推進	59		
第3節 うるおいのある環境づくり	61		
施策1 環境衛生の推進	61		
施策2 緑化・環境美化の推進	63		

第 1 章 健やかで安心なまちづくり

《 第1章 施策の体系 》



第1節 少子・高齢化対策の充実

1. 子育て支援体制の強化

《 現状と課題 》

少子化の進展に伴い、今後の労働力人口の減少や経済成長、社会保障制度の維持などへの影響が懸念されています。また、核家族化や共働き世帯の増加、様々な育児の不安を抱える保護者への対応など、子育て環境をめぐる課題は多く、市民の潜在的ニーズを踏まえた子育て支援施策の強化が必要です。

本市では、子育て応援講座等による子育てに役立つ講座の開催や、各種乳幼児サークルの開設、乳幼児教室の開催など、子育て支援のための様々な支援を行っています。しかし、近年の少子化や子育て家庭の孤立などの影響により、参加人員が減少しているため、子育て中の親子が気軽に集まることができるような子育て支援センターの運営の充実が必要です。

今後は、市民、事業者、行政等の連携により、子育て家庭を社会全体で支える仕組みを強化し、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりに努めるとともに、子どもの保護者や子ども・子育て支援に携わる様々な人の意見を反映した、子育て支援施策の充実が必要となっています。

《 施策の方針 》

誰もが子どもを産み育てることに希望を感じ、安心して子育てができる環境を整備することにより、次代を担う子どもたちが、心豊かで健やかに成長するよう支援します。そのために、社会環境の変化を踏まえ、「市子ども子育て支援事業計画」の着実な推進及び適時評価・見直しに努め、総合的な子育て支援体制の強化を図ります。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策1 子育て支援体制の強化

〈 施策の展開 〉

- (1) 子育て世代の自助強化
- (2) 子育て支援のためのサポート・ネットワークの構築
- (3) 子育て支援環境整備

〈施策の展開〉			
1. 子育て支援体制の強化			
	項 目	施策の内容	主担当
(1)	子育て世代の自助強化	●子育て中の親を対象に自助グループを組織し、自助グループの活動を促すため、地域での子育てサークルなどの活動を促進し、学習や情報交換の機会の拡充に努めます。	児童福祉
(2)	子育て支援のためのサポート・ネットワークの構築	●子育てに関する多様なニーズに見合う支援活動を展開するために、支援方法の協議及び関係機関との連絡調整を図ります。	児童福祉
(3)	子育て支援環境整備	●子育てに役立つ講座、教室の開催、育児相談、ファミリー・サポート・センターでの子どもの一時預かりを実施し、安心して子育てができる環境を整備します。	児童福祉

《 数値目標 》

ファミリー・サポート・センター事業利用件数
【H25: 97 件 ⇒ H31: 150 件】

子育て支援活動を行っている人の人数
(託児ボランティア)
【H25: 53 人 ⇒ H31: 80 人】

2. 保育の充実

《 現状と課題 》

近年、出生率の低下や核家族の進行、女性の社会進出などにより、保育に対するニーズは多様化しています。国では平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」が制定され、本市でもこれに基づき「市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育ニーズや放課後児童クラブ利用者ニーズに対応したサービスの充実に努めています。

本市には、平成 26 年 4 月 1 日現在、保育所が 8 箇所あり、保育児童数は 584 人で、定員（770 人）を下回っています。保育ニーズは地域によって差がみられ、特に南部地域の保育ニーズは年々多様化し、その必要性が高まっています。延長保育や低年齢児からの保育を希望する保護者が増えていることから、保育士の確保や施設改修などが課題となっています。また、新たな保育ニーズに対応できる保育所運営を目標として、指定管理保育（保育所民営化）を検討する必要があります。

放課後児童クラブについては、平成 25 年度から対象児童をこれまでの小学 1～3 年生を 4 年生までに拡充しました。平成 26 年度からは、全校区を対象とした土曜日開設を、高富児童館と子どもげんきはうすの 2 箇所で運営しています。

平成 26 年 7 月、「放課後子ども総合プラン」に基づき、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう方向性が示されました。福祉と教育とで連携をとりながら、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を検討する必要があります。また、支援員の確保と資質向上に向けた研修の充実を図る必要があります。

《 施策の方針 》

「市子ども・子育て支援事業計画」などに基づき、多様な保育ニーズに対応したサービスの充実を図るとともに、利用者の動向を踏まえた保育施設の整備などの環境づくりを進めます。また、放課後児童クラブについては、利用者数や利用者ニーズなどを踏まえ、施設・設備の充実や指導員の確保に努めるとともに、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備等に努めます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 2 保育の充実

〈 施策の展開 〉

(1) 保育サービスの充実

(2) 放課後児童対策の強化

〈施策の展開〉			
2. 保育の充実			
	項 目	施策の内容	主担当
(1)	保育サービスの充実	● 保育のニーズに即した保育所施設や設備の整備を進めるとともに、利用者の動向を見据えながら、計画的な統合を図ります。 ● 新たな保育ニーズに対応できる保育所運営を目標に民営化等を図ります。 ● 延長保育や低年齢児保育など、保育ニーズに対応できる多様な保育サービスを充実します。 ● 保育サービスの拡充に合わせて、必要な保育士数の確保を進めるほか、保育士の研修機会を充実します。 ● 保育所での子どもの年齢やアレルギーなどの身体状況に配慮した食事の提供に努めるとともに、食を通じた子どもの健全育成を図ります。	児童福祉
(2)	放課後児童対策の強化	● 放課後児童クラブは、保護者が就労や疾病、介護などにより、昼間家庭での保護指導を受けることができない児童を対象に、授業の終了後や夏休みなどの長期休業期間において適切な遊びや生活の場を与え、健全育成を図ります。 ● 放課後子ども教室は、全ての児童を対象として放課後の時間を教室などを利用し地域の人の参画を得て、児童とともに勉強やスポーツ・文化活動、交流活動等の取組を図ります。 ● 「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等に努めます。 ● 支援員の確保と資質向上に向けた研修の充実を図ります。	児童福祉 家庭教育

《 数値目標 》

保育所統廃合
【H26: 8 園 ⇒ H31: 6 園】

放課後児童クラブ利用者数
【H25: 165 人 ⇒ H31: 133 人】

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室数
【H25: 0 箇所 ⇒ H31: 5 箇所】

3. 高齢者福祉の充実

《 現状と課題 》

平成 37 年（2025 年）には団塊の世代が 75 歳以上となり、3 人に 1 人が 65 歳以上となることを見込まれています。本格的な高齢社会を迎える中、高齢者が住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていける体制や環境の整備と、健康保持のための介護予防の取組を、一層進めていく必要があります。国では、平成 27 年度から介護保険制度の方向性が大幅に見直され、現行の予防給付のうち通所介護、訪問介護が市町村事業に移行されます。更に地域支援事業の実施や在宅医療・介護の連携推進などをはじめとする地域包括ケアシステムの強化が進められており、市町村の担う役割は大きなものとなっています。

本市においても高齢者人口は増加しており、これまでも「市高齢者福祉計画」に基づいて介護保険の円滑なサービスの提供を行ってきました。しかし、介護保険認定者の増加とともに介護保険サービスの利用も年々増加し、介護保険財政における負担の増大が懸念されています。

また、高齢夫婦世帯や高齢単身世帯、認知症高齢者なども増加傾向にあるため、地域包括支援センターを拠点に、それぞれの状況に応じた支援に取り組み、高齢者が尊厳をもって日常生活を送ることができるよう支援する必要があります。

《 施策の方針 》

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で自分らしく生きがいをもって元気に生活できるよう、健康づくりや介護予防への意識を高めるとともに、各種サービスを総合的に提供できる体制を整えます。また、市民や団体、事業者などの連携を強化し、助け合い、支え合う環境をめざします。



いこいの広場



男の生きがい教室



かんたん筋トレ教室など

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 3 高齢者福祉の充実

〈 施策の展開 〉

- (1) 高齢社会に対応した仕組みづくり
- (2) 介護予防・認知症対策の強化
- (3) 介護サービスの促進
- (4) 地域包括支援センターの体制強化

〈施策の展開〉			
3. 高齢者福祉の充実			
	項 目	施策の内容	主担当
(1)	高齢社会に対応した仕組みづくり	●「市高齢者福祉計画」の円滑な推進に努め、適切な評価・見直しを行います。 ●高齢者の健康づくり、介護予防などの学習の機会、広報活動を充実させ意識啓発を強化します。 ●地域での見守り活動や声かけ運動など支え合いの仕組みをつくりまします。 ●老人福祉センターが高齢者の健康増進、教育の向上、レクリエーションなどの活動拠点となるよう、サービス内容の充実を図るとともに、安全面や利用者ニーズなどを踏まえ必要な改善・整備を行います。	社会福祉 介護保険
(2)	介護予防・認知症対策の強化	●高齢者が在宅生活を継続できるよう、社会福祉協議会などとの連携を強め、生活支援サービスの充実や、地域での高齢者とじこもり予防事業、安心して生活していくための安否確認、定期的な状況確認のための訪問を実施します。 ●認知症高齢者の早期からの適切な診断や対応、認知症に対する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援ができる体制づくりを進めるとともに、認知症対応型通所介護などの基盤強化を図ります。 ●高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活が送れるよう、社会福祉協議会などとの連携を強化しながら、外出支援サービスなどの生活支援サービスを推進します。	社会福祉 介護保険
(3)	介護サービスの促進	●居宅サービスの適切な利用促進と介護保険施設などへの入所の適正化を図るとともに、地域密着型サービスについても推進します。 ●「市高齢者福祉計画」に基づき、介護保険サービスの適切な利用を促進し、身体機能の維持や重度化防止に努めます。 ●介護サービス事業者への適切な指導を行い、サービスの質の向上と利用者の尊厳保持に努めます。	介護保険
(4)	地域包括支援センターの体制強化	●地域支援事業では、包括支援事業として介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などを実施します。 ●地域包括支援センターが中心となり、医療・福祉・介護の連携を図り、地域包括ケアシステムの構築に取り組みまします。 ●地域ケア会議の効果的な実施に努め、多職種協働によるケアマネジメント支援の充実を図ります。	介護保険

《 数値目標 》

見守りボランティア登録人数
【H25： 25 人 ➡ H31： 35 人】

老人福祉センター（入浴サービスを含む）利用者年間延人数
【H25： 9,926 人 ➡ H31： 10,000 人】

げんき高齢者祝金対象者数
【H25： 1,590 人 ➡ H31： 1,800 人】

認知症サポーター延人数
【H25： 1,015 人 ➡ H31： 1,800 人】

予防事業参加者年間延人数
【H25： 8,911 人 ➡ H31： 10,000 人】

4. 生きがい対策の充実

《 現状と課題 》

高齢化社会を迎え、高齢者の多様化するライフスタイルに応じた、高齢者が生きがいを持って活躍できる環境づくりが求められています。その一方で、地域社会のつながりが希薄化する中、高齢者等の孤立化が課題となっており、急増する高齢者夫婦世帯や高齢者単身世帯などへの支援体制の構築を進める必要があります。

このため、高齢者のニーズを的確に把握し、健康づくりや生きがいづくりに努めるとともに、元気な高齢者による地域での支え合いの仕組みづくりや、地域活動の担い手としても活躍してもらえような環境の整備が必要です。

本市では、老人クラブ活動や市シルバー人材センターなどを支援し、高齢者の生きがいづくりや就労の機会の提供など、活力ある高齢社会の構築に取り組んでいます。しかし、近年、老人クラブの加入率は低下しており、活動の活性化及び加入率の増加に向けた支援が必要となっています。

今後は、一層多様化する高齢者の生きがい活動におけるニーズを踏まえ、高齢者の知識や技能、経験を活かす場を拡充するほか、生涯学習や文化、スポーツ、就労、ボランティアなど幅広い分野において、気軽にやりがいを持って参加できる機会を確保することが必要です。更に、これらの活動を通じて、高齢者相互の交流や異世代交流の促進を図り、孤独感の解消はもとより地域の活性化、地域力の向上につなげていくことも重要となります。

《 施策の方針 》

高齢者がこれまでに培った知識や経験、技術を生かしながら、地域活動の担い手としてボランティア活動等で活躍し、地域における支え合いの体制が構築されるよう、老人クラブなどの組織活動を支援し、地域での多様な生きがい活動の機会を拡充します。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策4 生きがい対策の充実

〈 施策の展開 〉

(1) 高齢者組織の育成

(2) 参加・交流の促進

〈施策の展開〉			
4. 生きがい対策の充実			
	項 目	施策の内容	主担当
(1)	高齢者組織の育成	●趣味活動やレクリエーションなどの多様な活動を支援し、老人クラブ活動の活性化を促進します。また、老人クラブ活動の加入率の増加に向けた支援を行います。 ●生涯学習関係団体との連携を図りながら、学習・文化活動や趣味活動など的高齢者の自主的なサークル活動を支援します。 ●高齢者が介護予防・日常生活支援総合事業などの各種支援策において、担い手としてやりがいをもって活躍することができるよう、ボランティアの支援や育成に努めます。	社会福祉 介護保険
(2)	参加・交流の促進	●高齢者が就労を通じて生きがいを得られるよう、シルバー人材センターの活動を支援します。 ●高齢者の豊富な知識・経験などを活かすとともに、高齢者の生きがいづくりや社会参加の機会を確保するため、老人クラブ会員が中心となった、地域での異世代交流を推進します。 ●高齢者の様々な活動への参加を促進するため、多様化するニーズに対応した情報提供に努めます。	社会福祉

《 数値目標 》

単位老人クラブ会員数
【H25: 2,776 人 ➡ H31: 3,396 人】

シルバー人材センター会員数
【H25: 416 人 ➡ H31: 500 人】

単位老人クラブ加入率
【H25: 26% ➡ H31: 28%】

第2節 あたたかな福祉の推進

1. 地域福祉の推進

《 現状と課題 》

近年では、東日本大震災等を契機に市民同士がお互い支えあい、助け合うために地域コミュニティの一層の活性化が求められています。

本市では、多くの市民、市社会福祉協議会と市とが協働して策定した「第2次市地域福祉推進計画」に基づき、「幅広い視点に立って、いろいろな立場の人たちと力を合わせ、住民みんなで学習し、工夫し、それぞれができることから取り組んでいく」「必要に応じて、日常生活をサポートするためのしくみを生み出す」「活動が、地域社会の活性化につながる工夫をする」という視点に立ち、様々な取組を進めています。

今後も、少子高齢化や激しい社会変化に伴い、多様化する市民の生活課題に柔軟に対応していくために、協働による地域福祉のまちづくりを推進し、生活課題を発見・解決する仕組みや、支援を必要とする人が適切な福祉サービスを受けられる仕組みづくりが必要です。



市地域福祉推進キャラクター 「つなぎとあわせ」

「つなぎ」と「あわせ」は誰もがずっと山口市に住みたい！と思える地域をめざして、みなさんと福祉のまちづくりを進めていきます。なまえには、年齢や障がい等に関係なく、誰もが山口市に住む地域の一員として、人と人、心と心をつなぎ、力を合わせて助け合える地域になるように願いが込められています。「つなぎ」と「あわせ」がみなさんの心をつなぐ架け橋となるよう、ハート型にデザインしました。

《 施策の方針 》

市民一人ひとりの福祉に対する意識を高めるとともに、地域活動、福祉活動への市民の主体的な参加の促進や連携強化に努めます。そのために、市民参加による活動を推進し、市民と行政が役割分担しながら、協働による地域福祉のまちづくりを継続・発展させていきます。また、ユニバーサルデザインの視点から、全ての市民が利用しやすいまちづくりを進めていきます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 1 地域福祉の推進

〈 施策の展開 〉

- (1) 地域福祉のまちづくりの推進
- (2) 福祉教育の充実とボランティア活動の促進
- (3) 当事者同士の支え合い、助け合い促進
- (4) 適切なサービスの供給、調整

〈施策の展開〉			
1. 地域福祉の推進			
	項 目	施策の内容	主担当
(1)	地域福祉のまちづくりの推進	●福祉のまちづくり懇談会を開催し、地域福祉のまちづくりを推進します。 ●高齢者や障がいのある人との交流やボランティア活動など地域福祉のまちづくりを通じて、ソーシャルインクルージョン、ノーマライゼーション理念の普及に努めます。 ●民生委員・児童委員やふくしまちづくり推進員などの活動を促進し、地域での支え合い意識の醸成に努めます。 ●社会福祉協議会と協働して「ふくしまちづくり活動助成金」制度を活用し、「第2次市地域福祉推進計画」に基づいた地域福祉活動を支援し、福祉風土の醸成を図ります。 ●「岐阜県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入に努めます。	社会福祉
(2)	福祉教育の充実とボランティア活動の促進	●福祉教育の普及促進やボランティア活動への参加促進、新しい担い手の確保に努めるとともに、ボランティア育成のための研修会や講座を開催します。 ●ボランティアの組織化、ボランティア活動の助言・相談、調整、指導者の育成などを支援します。 ●市民やボランティア団体、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、その他福祉事業者との連携を強化します。 ●学校や福祉施設などと連携して子どもたちの福祉の学びを支援する取組など福祉教育活動の展開を支援します。 ●福祉まちづくりフォーラムの開催などにより、ボランティア活動についての情報提供、情報交流、活動当事者同士の交流など、地域福祉活動の啓発に努めます。	社会福祉
(3)	当事者同士の支え合い、助け合い促進	●当事者同士の支え合い、助け合い活動を展開する老人クラブ、身体障がい者福祉協会、精神障がい者のデイケア、精神障がい者家族会、母子寡婦福祉会、次世代育成支援親グループワーク、遺族会などを支援するとともに、社会福祉協議会と連携し、当事者活動の組織化を支援します。 ●身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、地域活動支援センターなどのピアカウンセリング活動を支援します。 ●遺族会等への補助金の交付を行います。	社会福祉
(4)	適切なサービスの供給、調整	●保健、医療、福祉、教育など、各種機関との連携を図り、情報の共有や適切なサービス提供に努めます。 ●ケアマネジメント体制を強化し、福祉サービス利用者に対する総合的な支援体制づくりに努めます。 ●サービス利用に結びついていない要援護者の把握や効果的な利用促進に向けた啓発を強化します。 ●成年後見制度の利用促進を図るため、相談支援等の各種支援を行うとともに、制度の普及啓発に努めます。	介護保険

《 数値目標 》

地域福祉活動事業補助団体
【H25 :4 団体 ⇒ H31 :5 団体】

ふくしまちづくり推進員
【H26 :2 校区 ⇒ H31 :5 校区】

2. 障がい者福祉の充実

《 現状と課題 》

障がい者を取り巻く制度は、平成 15 年度に措置制度から支援費制度、平成 18 年度には障害者自立支援法、そして平成 25 年度には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へと変更されています。

また、平成 25 年 6 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という）が成立しており、行政機関等については、「社会的障壁の除去」を障がい者や家族から求められた場合に「合理的配慮」を行うことが義務付けされました。

本市では、障がい福祉の方向性を定めた「第 2 次市障がい者計画」に基づき各種施策を推進してきました。現在市内には、身体障害者施設や知的障害者施設が多く設置されていますが、精神障害者施設はありません。障がいのある人が住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、施設入所者の地域生活移行に向けては、グループホーム等の生活の場の確保が必要となっています。

また、障がい者の自立支援に向けて、関係機関・団体等とも連携して適切な支援体制の構築に引き続き取り組む必要があります。今後は、サービス提供に関する相談業務を充実するとともに、障がい者がより適切なサービスを受けられるよう、サービスの基盤整備・相談支援体制の確立、個別ケースのコーディネートなど、サービス事業者や関係機関と連携して各種の取組を推進する必要があります。

《 施策の方針 》

障がい者の自立を推進するために、特に居宅サービスの充実に努めるとともに、効果的な居宅・施設サービスの提供を図るため、相談体制やケアマネジネントの充実に努めます。

また、地域の障がい者への理解促進や地域活動への参加・交流の機会を拡充し、全ての人がお互いに尊重し合いながら、地域社会の中で暮らすことのできる環境づくりに努めます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 2 障がい者福祉の充実

〈 施策の展開 〉

- (1) 障害者総合支援制度の充実
- (2) 障がい者の就労支援と社会参加
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 施設の整備

〈施策の展開〉			
2. 障がい者福祉の充実			
	項 目	施策の内容	主担当
(1)	障害者総合支援制度の充実	- 市障害者自立支援推進協議会などにより、障がい者（児）に対するサービス提供及び相談支援のネットワーク化や権利擁護体制の整備・推進に努めます。 - 障がい者のニーズや実態に即した障がい者施策の推進や障がい者計画の円滑な推進に努め、適切な評価と見直しを行います。	社会福祉
(2)	障がい者の就労支援と社会参加	- 障害者雇用推進法に基づき、関係機関との連携を強化しながら地域での自立・雇用を促進し、障がい者の社会参加・地域移行の支援に努めます。 - 文化活動やスポーツ・レクリエーションを通して、地域における参加・交流を促進します。また、知的障がい者や精神障がい者などが参加しやすい環境づくりに努めます。	社会福祉
(3)	地域生活支援の充実	- 福祉と保健・医療との連携を図りながら、相談支援事業者などと共に障がい者への相談体制の充実を図ります。 - 身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員との連携を図りながら、ニーズの把握や情報提供、相談・指導を充実します。 - 障がい者の雇用促進や就労支援の体制づくりに取り組みます。また、知的障がい・精神障がいのある人などの特性に応じた支援に努めます。 - 身近な地域で早期に子どもの発達や成長面の相談に対応し、一人ひとりの状況に応じた適切な指導と援助ができるよう、ピッコロ療育センターを拠点に、療育機能の充実を図ります。	社会福祉
(4)	施設の整備	広域的な調整を図りながら、民間による生活介護や就労支援、グループホームなどの障がい者施設整備の働きかけを行います。	社会福祉

《 数値目標 》

施設入所者の地域生活への移行
【H25: 0人 ➡ H31: 1人】

福祉施設から一般就労への移行
【H25: 1人 ➡ H31: 3人】

3. ひとり親家庭福祉の充実

《 現状と課題 》

近年、離婚件数の増加など、様々な要因により、ひとり親家庭は増加傾向にあります。ひとり親家庭の状況や取り巻く環境は様々ですが、子どもが心身ともに健やかに成長するためにも、親の社会生活における自立への支援を進め、ひとり親家庭が安心して生活や子育て、社会参加などができる環境の整備に取り組む必要があります。

ひとり親家庭の親が経済的に自立し安心した生活を営むため、相談窓口や経済的自立に向けた支援制度の周知によるサービスの活用促進、就業への支援による安定した収入と継続的な就業状態の維持などが必要です。

本市では、ひとり親家庭に対して、支援員による就職相談及び福祉資金貸付などの福祉制度の相談を実施しています。また、民生委員・児童委員との連携により、自立に向けた各種相談・支援にも取り組んでいます。更に母子寡婦福祉会でも、レクリエーションや地域交流会を実施し、ひとり親家庭への交流の機会の提供や各種情報の提供を行っています。

今後は、ひとり親家庭からの自立や生活に関する相談などについて、一層の周知を図るとともに、母子寡婦福祉会の新規会員や、若い世代の会員を確保することが必要となっています。

《 施策の方針 》

ひとり親家庭が抱える様々な課題を把握し、適切な支援を行うことにより、社会生活における暮らしやすい環境づくりに努めます。また、子育てや、安定した収入が得られるような就業への支援を行うことにより、世帯としての自立促進を支援します。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策3 ひとり親家庭福祉の充実

〈 施策の展開 〉

(1) 相談・支援の充実

(2) 生活の自立支援

〈施策の展開〉			
3. ひとり親家庭福祉の充実			
	項 目	施策の内容	主担当
(1)	相談・支援 の充実	●ひとり親家庭の交流機会や、各種情報の提供等の活動に対し、補助金を交付します。 ●民生委員・児童委員や自治会などと連携を図りながら、ひとり親家庭の実態把握に努め、児童が育成される家庭の生活の安定と親の自立支援の促進に向けた適切な支援に努めます。 ●民生委員・児童委員や母子自立支援員などによる相談・指導を充実し、ひとり親家庭の日常生活での心配事や精神的不安の解消に努めます。	児童福祉 社会福祉
(2)	生活の自立 支援	●ひとり親家庭における親の主体的な能力開発への支援として、養成講座の受講料や養成機関での修業に対する給付金を支給します。 ●母子寡婦福祉会の活動を支援し、ひとり親家庭の相互交流などを通じて、自立を促進します。 ●児童扶養手当や母子家庭自立支援補助金、福祉資金貸付などの制度の有効活用を促進し、経済的な負担の軽減を図ります。	児童福祉

《 数値目標 》

母子寡婦福祉会の会員数

【H26: 192人 ⇒ H31: 195人】

4. 社会保障の充実

《 現状と課題 》

人口減少や少子高齢化の進展による社会保障費の増加により、将来の財政負担の増大が見込まれており、制度内容の更なる周知や、確実な納付による各種制度の安定した運営が必要となっています。

介護保険制度では要介護者・要支援者が増加しています。サービスの円滑な給付と適正な利用を図るとともに、更なる制度の普及啓発を進める必要があります。国民健康保険についても、長寿社会の進展と社会経済の低迷等により、加入者が大幅に増え、医療費の負担が増加しています。誰もが安心して医療が受けられるよう、健全な運営に努める必要があります。また、国民年金は高齢期の生活基盤を支える所得保障の重要な部分を担うものであり、引き続き市民の年金受給権の確保に努める必要があります。生活保護については、国においても生活保護に至る前の自立支援策の強化が進められており、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにする必要があります。

本市の国民健康保険被保険者は、平成 26 年 4 月 1 日現在で人口の 30%、世帯数の 43% の加入があり、後期高齢者被保険者では人口の 14% の加入があります。国民健康保険及び後期高齢者保険の被保険者 1 人当たり年間療養給付費は、県下でも高い支払額となっています。今後は、特定健康診査の受診率の向上を強化し、被保険者の健康意欲の高揚と病気の早期発見により重症化を予防し医療費を抑制する必要があります。収納率は、国民健康保険で平成 24 年度現年度分が県下平均（92.10%）を上回る 94.06% で、後期高齢者保険は、平成 25 年度分県下平均（平成 99.31%）を下回る 98.74% でした。滞納者対策を強化し、新規未納者への早期対策を積極的に進めます。また、国民年金においては、市の窓口を利用した関係届、各種申請等の受付件数が増えており、今後も継続していく必要があります。

《 施策の方針 》

介護保険制度の正しい知識の啓発や、介護予防、介護度の重度化予防を進めつつ、適正なサービス供給により、介護保険制度の円滑な運営を進めます。また、質の高い保険医療・福祉サービスの確保と安定した介護保険制度の確立に努めます。更に、健康の自己管理意識の高揚と医療費の適正化を促進し、後期高齢者医療制度や国民健康保険財政の健全化を図ります。

低所得者支援については、情報提供や相談体制を充実するほか、生活指導・助言の実施により、社会的・経済的自立を促進します。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 4 社会保障の充実

〈 施策の展開 〉

- (1) 介護保険制度の推進
- (2) 国民健康保険制度などの推進
- (3) 後期高齢者医療制度などの推進
- (4) 国民年金制度の推進
- (5) 低所得者福祉の推進

〈施策の展開〉			
4. 社会保障の充実			
	項 目	施策の内容	主担当
(1)	介護保険制度の推進	●保険料について広報・啓発活動を行い、介護保険財政の健全な運営に努めます。 ●介護保険制度やサービスについて情報提供の充実を図るとともに、関係機関との連携により、相談や苦情への適切な対応に努めます。	介護保険
(2)	国民健康保険制度などの推進	●「国民健康保険法」及び「市国民健康保険条例」に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行います。 ●「市国民健康保険税条例」に基づく保険税を徴収し、国庫負担金や県支出金等を財源として、都道府県単位化等の広域化も視野に入れ、適正に国民健康保険事業を運営します。 ●国民健康保険制度についての情報提供や啓発活動により納付意識の向上を図るとともに、口座振替の促進や窓口での納付相談など、納付しやすい条件整備を進めます。	国民健康保険
(3)	後期高齢者医療制度などの推進	●市の75歳以上の後期高齢者全員と、前期高齢者（65～74歳）で障がいのある人を対象に、岐阜県後期高齢者医療広域連合と連携し、適切な医療の確保を図るために医療費の適正化を推進し、保険者による健康診査等の実施に関する措置を講じます。また、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行います。 ●保険料納付の啓発活動・窓口での口座振替の促進及び納付相談などを行い、保険料の納付意識の向上に努めます。	後期高齢者医療
(4)	国民年金制度の推進	●市民を対象に日本年金機構岐阜北年金事務所からの事務委託により、国民年金の加入や納付免除等の各種申請の受付及び相談、指導、啓発活動等を実施します。 ●住民異動・国民健康保険加入時に、必ず国民年金加入の説明を実施する等、関連窓口での相談・指導などに努めます。	国民年金
(5)	低所得者福祉の推進	●生活保護法や生活困窮者自立支援法等に基づき、生活困窮者の最低限度の生活を営むための生活保障を行うとともに、自立に向けて就労支援等を実施します。 ●民生委員・児童委員や関係機関との連携を図り、援護ニーズの把握や各種制度の有効活用を進めます。 ●生活指導や就労指導の充実を図り、生活の自立に向けた活動を支援します。	社会福祉

《 数値目標 》

国民健康保険税の年間収納率
【H25: 83.27% ⇒ H31: 83.35%】

後期高齢者医療保険料の年間収納率
【H25: 97.50% ⇒ H31: 97.60%】

国民年金保険料の年間収納率
【H25: 69.35% ⇒ H31: 70.00%】

第3節 保健・医療の充実

1. 保健事業の充実

《 現状と課題 》

保健・医療を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や核家族化、医療の高度化、市民の健康意識の高まりなどにより大きく変化しています。

近年では、生活習慣病の増加や、高齢化の進展に伴う要介護者の増加が社会的な問題となっており、本市においても、がん、心疾患・脳血管疾患など生活習慣に起因する病気が死因の上位を占めています。今後も高齢化が進むことが予測される中、健康寿命の延伸を図る取組が重要です。

本市では、「健康山県 21（後期計画）」に基づき、健康寿命の延伸・健康格差の縮小と生活の質の向上に向けて各種健康講座や健康診査等を実施してきました。しかし、健康診査の受診率は伸び悩んでおり、今後も引き続き市民の自発的な健康管理意識を高めるため、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者や予備群に対する健康管理意識の高揚を図りながら、生活習慣病予防対策を推進し、健康寿命の延伸を実現する必要があります。

また、「次世代育成支援対策行動計画」のめざす姿「親と子がともに育ち合い、健康で豊かな人生をおくる」ための支援として、妊娠期から母子の各種健康診査や教室・相談などを実施してきました。中でも、育児不安を持つ母親や発達に偏りをもつ子どもたち、上手く子どもとの関わりを持てない保護者が増加傾向にあるため、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」等、早期からの子育て支援や各種健診事業による幅広い相談・指導を行っていく必要があります。今後は「市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、全ての子どものすこやかな育ち（発達）の保障をするための支援を実施していくこととなります。

《 施策の方針 》

保健と医療・福祉、教育との連携を図りながら、自分の健康を自ら管理できる能力を高め、生活習慣病予防や感染症予防など、ライフステージに応じた健康管理を促進します。また、健康診査を中心とした疾病の早期発見・早期治療、事後指導を進め、市民の健康寿命の延伸と生活の質の向上に努めます。更に、健康増進の先を見据えて、心身の健康な高齢者が活躍する場や機会についても、関係各課との連携により検討を進めます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 1 保健事業の充実

〈 施策の展開 〉

- (1) 母子保健の推進
- (2) 歯科保健活動の充実
- (3) 成人・老人保健の推進
- (4) 感染症予防対策の充実
- (5) 保健指導体制の強化

〈施策の展開〉			
1. 保健事業の充実			
	項 目	施策の内容	主担当
(1)	母子保健の推進	● 出産や育児が安心して行えるよう、妊婦健康診査や乳幼児健康診査の内容の充実に努めるほか、健診結果や受診状況などに応じた事後指導や訪問指導の強化を図ります。 ● 乳幼児相談や発達相談、その他各種教室の充実に努めるとともに、子育て中の保護者に対して、これらの機会を活用したきめの細かい指導に努めます。 ● 各種福祉施策との連携を図りながら、障がいや慢性疾患を持つ子どもへの支援策を検討します。	健康
(2)	歯科保健活動の充実	● 「はみがきけんしん」などによる乳幼児のむし歯予防対策や年中児から中学生までのフッ化物洗口を継続するほか、成人に対する歯周病予防のための健診・相談・指導の充実に向け、歯科医師会等と連携して体制整備を図ります。高齢者には、口腔機能低下予防を目的に、口腔機能向上トレーニングや適切な口腔ケア手法の指導に努めます。 ● 生涯を通じて自分の歯を持ち、健康で豊かな生活を営むことができるよう、8020運動の普及活動に努めます。	健康
(3)	成人・老人保健の推進	● 健康診査やがん検診などの内容の充実に努めるほか、健康教育や訪問指導などを進め、対象者の健康状態や生活状況に応じた個別指導を充実します。 ● 様々な機会を活用し、健康診査やがん検診の周知と受診勧奨に努めると同時に、精密検査未受診者への受診勧奨を強化します。 ● 生活習慣病の発症予防と重症化予防を図るため、食生活や運動など生活習慣の改善ができるよう、健康に関する知識の普及と市民一人ひとりの主体的な取組を支える健康づくりを推進していきます。	健康
(4)	感染症予防対策の充実	● 予防接種や結核検診の充実に努めると同時に、受診に向けた普及・啓発を進めます。また、未接種者や未受診者への受診勧奨により接種率・受診率の向上に努めます。 ● 関係機関との連携を図りながら、H I Vや新型インフルエンザなど、感染症に関する正しい知識や予防対策の普及・啓発を進めるとともに、県、医師会等と連携して危機管理体制の整備を図ります。	健康
(5)	保健指導体制の強化	● 指導内容に応じて必要な専門スタッフを確保するほか、専門職員の研修機会を拡充します。 ● 保健・医療・福祉・教育の連携を推進し、保健指導体制の強化を図ります。 ● 地域で保健活動を実施するための場の確保に努めます。	健康

《 数値目標 》

乳幼児健診受診率
【H25: 98.0% ⇒ H31: 100%】

乳児全戸訪問事業（こにちは赤ちゃん訪問事業）
【H25: 87.9% ⇒ H31: 90%以上】

むし歯のない人の増加（3歳児）
【H25: 87.9% ⇒ H31: 90%以上】

12歳児一人平均むし歯指数（DMFT指数）
【H25: 0.08本 ⇒ H31: 0.05本】

歯ぐきに症状のある人の減少（12歳児）
【H25: 44.5% ⇒ H31: 20%以下】

8020達成者数
【H25: 58人 ⇒ H31: 100人以上】

特定健診受診率
【H25: 28.4% ⇒ H29: 60.0%】

がん検診受診率
【H25: 10.49~20.71%※⇒ H31: 50.0%】

2. 健康づくりの推進

《 現状と課題 》

我が国は、世界有数の長寿国であり、急速な高齢化の進展をはじめ、個人の価値観、ライフスタイルの多様化に伴う食生活や身体活動などの生活習慣の変化により、生活習慣病が増え、認知症や寝たきりなどの要介護状態になる人の増加が深刻な社会問題となっています。

健康日本 21 では、壮年期死亡（早世）の減少や健康寿命の延伸、生活の質の向上を図ることを目的とし、個人による健康づくりと社会的な結びつきの両面から「健やかで心豊かに生活できる活力ある社会」をめざしています。また、食育基本法第 16 条に基づき、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため第 2 次食育推進基本計画が策定され、「周知」から「実践」へ、というコンセプトのもと、各種の取組が進められています。

本市では、健康づくりの活動を推進する市民グループを立ち上げ、「健康管理」「食生活」「運動」「こころ」をテーマに活動を展開するとともに、乳幼児期から日常生活の中で気軽に実践できる健康づくり活動の普及にも努めています。今後は地域リーダーの育成や指導者の確保に努めていくことが求められます。

また、近年、仕事や健康、人間関係などの様々な要因による心の病気が増加しています。このため、各種関係機関や専門家と連携したメンタルヘルス対策を推進していく必要があります。

《 施策の方針 》

地域での自主的な健康づくり活動を推進し、地域ごとの状況に合わせた市民主体の健康づくり活動が広がるよう支援します。また、市民・専門家・行政が協働で企画運営に携わり、健康づくりを推進する体制づくりに努めます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 2 健康づくりの推進

〈 施策の展開 〉

(1) 健康づくりの啓発の推進

(2) 心と体の健康づくりの促進

(3) 食育の総合的な推進

〈施策の展開〉			
2. 健康づくりの推進			
	項 目	施策の内容	主担当
(1)	健康づくりの啓発の推進	● 関係機関及び団体との連携を図りながら、健康についての講座やイベントなどを開催し、健康な生活習慣についての普及・啓発活動を推進します。 ● 市民主体の活動団体を支援し、市民の自主的な健康づくり活動を促進します。	健康
(2)	心と体の健康づくりの促進	● 市民主体の健康づくりを推進するため、市民や専門家、関係機関、行政との協働により、「健康山県 21 計画」を推進します。 ● 関係機関及び団体との連携を強化し、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など心の健康の保持・増進を図り、メンタルヘルスケアについての普及・啓発を推進します。	健康
(3)	食育の総合的な推進	● 市民や関係団体の食育への関心と理解を深め、誰もが健康で豊かな生活をおくることができるよう、正しい食の知識の普及や共食きょうしょくの推進、農林漁業体験等をはじめとする食育の実践について総合的に推進します。	健康

《 数値目標 》

3 歳児朝食摂食率
【H25: 93.8% ⇒ H31: 100%】

ストレスが大いにあった人の割合
【H26: 23.9% ⇒ H31: 20%】

普段自分で健康だと思う人の割合
【H26: 80.7% ⇒ H31: 85.0%】

家族や友人と一緒に食事をする機会
・ 幼児期
【H25: 90% ⇒ H31: 100%】
・ 成人期・高齢期
【H26: 78% (56%) ⇒ H31: 90%】
() 内は高齢期

地域活動に参加する人の割合
【H26: 48.8% ⇒ H31: 55.0%】

※上記の数値目標は、「健康山県 21 計画」における「健康・終末期に関する意識調査結果」をもとに設定

3. 地域医療の推進

《 現状と課題 》

市民の多様な医療ニーズに対応し、安心して、いつでも適切な医療が受けられるよう、地域医療体制及び救急医療体制の充実が求められています。

国の社会保障改革では、医療機能の分化・連携（「医療連携」）を推進することにより、急性期から回復期、在宅医療に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供されるよう「地域完結型医療」を推進しており、中でも身近なかかりつけ医や薬局が、地域医療の重要な役割を担うようになっています。また、高齢化の進展により救急医療ニーズは増大することが予測され、市内の中核病院である岐北厚生病院との更なる連携強化が必要です。

本市の医療機関の配置は岐阜市に近い南部に偏っており、高齢化率の高い美山地域の北部には医療機関がありません。そのため、医療機関による往診等を行っていますが、今後も地域の状況に応じた安心して診療が受けられる医療体制の整備が必要です。高齢化の進展に伴い、医療ニーズの更なる増大が予想されることから、在宅療養も視野に入れた地域医療体制の確立と自主運行バスの運行などにより医療機関への通院手段の確保が必要です。

また、救急医療体制では、山県医師会へ委託して休日診療在宅当番医制度を確立するとともに、二次救急医療として救急病院運営に対する支援をして岐北厚生病院での受入体制を整備しています。今後も、市民が安心して医療を受けられるよう、医療機関や関係機関との連携による地域医療体制の充実が必要です。更に、災害時には迅速な医療救護体制がとれるよう、平常時からの山県医師会、岐北厚生病院等との連携強化が必要です。

《 施策の方針 》

山県医師会や山県歯科医師会との連携を強化し、医療サービスや救急医療体制の充実に努めます。そのため、関係機関との広域的な連携を図り、地域医療体制の一層の強化を促進し、かかりつけ医から専門機関へ、病院から在宅へといった地域の医療機関が緊密に連携した医療体制の構築に努めます。また、救急医療の高度化を推進するとともに救命率の向上を図るため、関係機関との連携強化により、救急医療体制の強化を図ります。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策3 地域医療の推進

〈 施策の展開 〉

(1) 地域医療体制の強化

(2) 救急医療体制の充実

(3) 災害医療体制の整備

〈施策の展開〉			
3. 地域医療の推進			
	項 目	施策の内容	主担当
(1)	地域医療体制の強化	● 山県医師会や山県歯科医師会などとの連携を強化し、総合的な地域医療体制の充実を図ります。 ● 山県医師会の協力を得ながら、病診連携などの医療機関相互の連携を促進します。 ● 市内の中核病院である岐北厚生病院が行う地域の特性に応じた地域医療確保対策に対し支援を進めます。 ● 保健・福祉と医療との連携を図りながら、在宅療養に向けた訪問看護、訪問診療などの支援体制を強化します。	健康 介護保険
(2)	救急医療体制の充実	● 休日・夜間及び小児救急医療体制の充実を図ります。また、関係機関との広域的な連携により、救急医療体制の強化を進めます。 ● 救急の高度化を推進するとともに、医療機関との連携を強化し、救急医療の充実を図ります。 ● 救急救命士、気管挿管認定救命士、薬剤投与認定救命士、ビデオ喉頭鏡認定救命士を養成し、救命率の向上及び救急救命体制の強化を図ります。また、市民の誰もが「一定レベル」のサービスを受けるための救急隊員の資質を一段と向上させ、十分な知識や熟練した技術を有する隊員の育成を図ります。	健康 消防
(3)	災害医療体制の整備	● 災害時に、山県医師会、岐北厚生病院等の関係機関との連携により、迅速な医療救護体制がとれるよう、平常時から連携の強化に努めます。 ● 大規模・複雑多様化する災害に対応するため、近隣市町との消防の広域化を検討し、災害医療体制の充実・強化を図ります。	健康 消防

《 数値目標 》

救急医療体制の満足度

【H24: 30.9% ⇒ H31: 50.0%】

救急救命士

【H25: 14名 ⇒ H31: 14名】

気管挿管認定救命士

【H25: 9名 ⇒ H31: 10名】

薬剤投与認定救命士

【H25: 11名 ⇒ H31: 12名】

ビデオ喉頭鏡認定救命士

【H25: 3名 ⇒ H31: 6名】

第4節 安全な生活の確保

1. 防災・消防対策の充実

《 現状と課題 》

全国的に、地震や台風、集中豪雨などの大規模自然災害や新型インフルエンザに代表される健康に関する問題などが発生している中、市民が安心して暮らすことができる生活環境の向上のため、更なる危機管理体制の強化が求められています。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時における市民への情報伝達の迅速化、自主防災会の充実・強化の視点に立った地域の防災リーダーの育成など「減災対策」の強化を図り、災害に強いまちづくりを行うことが必要となっています。

本市では、市地域防災計画に基づき、「避難行動要支援者名簿（安心いきいき台帳）」を整備するとともに、「洪水、地震、土砂災害ハザードマップ」の市内全戸配布が完了し、地域特性の周知を行ってきました。今後は、自主防災会による自主防災訓練の実施を促進し、市民の防災意識の高揚とともに、地域の防災力の充実・強化を図る必要があります。また、常備消防においても大規模・多様化する災害に対応できる消防力の充実・強化が求められています。また、民間団体や自治体との災害時における応援協定の締結を促進し、広域的な連携を含めた防災対策を推進していく必要があります。

《 施策の方針 》

市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、「市地域防災計画」に基づき、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害を最小限に食い止めるため、消火・救急・救助業務に係る体制整備や消防職団員の能力向上等、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、市民と行政、関係機関との協力によって、総合的かつ計画的な防災体制の整備に努めます。



救急車



消防車

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 1 防災・消防対策の充実

〈 施策の展開 〉

- (1) 総合的な防災・防犯対策の強化
- (2) 消防体制の強化
- (3) 地域の防災・消防体制の強化

〈施策の展開〉			
1. 防災・消防対策の充実			
	項 目	施策の内容	主担当
(1)	総合的な防災・防犯対策の強化	● 防災会議を定期的開催し、地域の実情を考慮しながら、地域防災計画の適時点検・見直しを進めます。 ● 市民への確実な情報提供や、高齢者、障がい者などの避難行動要支援者への対応など、災害発生時に適確に対応できる防災体制や消防・救急体制を整備し、地域の防災力を高めます。 ● ハザードマップなどで危険箇所を市民に周知し、避難誘導体制の強化を図ります。 ● 防災行政無線施設や気象情報集約システムの活用により、インターネットなどを利用した防災情報の提供を図るなど、被害防止や防災活動などのための情報伝達体制を強化します。 ● 公共施設の耐震化や避難所の環境整備を進めるほか、ヘリポートの活用により災害時の各種救援活動などの迅速化や効率化を図ります。 ● 国際化の進展に伴うテロを含む不測の事態に対応するための体制づくりを進めます。	防災・防犯 社会福祉
(2)	消防体制の強化	● 常備消防については、大規模・複雑多様化する災害に対応するため、近隣市町との消防の広域化を検討し、初動体制の充実と消防力の強化を図ります。 ● 消防団については、装備品等の充実と団員の資質向上に取り組むとともに、地域に根ざした消防団活動の活性化を図ります。	消防
(3)	地域の防災・消防体制の強化	● 自主防災会の組織化を促進するとともに、防災訓練での指導などを通じて、活動の支援に努めます。 ● 地域の防災力を強化するため、消防団員の加入促進と自主防災組織との連携等を含めた消防団の活性化に努めます。 ● 家庭防火の担い手である女性防火クラブ員に対して防火・防災に関する研修を行うとともに、自主防災組織や消防団などの関係組織と互いに密接な関係を図ることによって、地域における防火防災意識の普及に努めます。 ● 市民協働による地域福祉のまちづくりを推進し、防災・減災の意識啓発、市民主体による防災・減災への取組への支援に努めます。	消防 防災・防犯 社会福祉

《 数値目標 》

住宅用火災警報器設置の条例適合率
【H25: 61% ⇒ H31: 80%】

2. 河川・山地などの安全確保

《 現状と課題 》

全国では、局地的な集中豪雨による洪水や土砂災害による被害が頻発しており、人家に被害を及ぼす危険性もあることから、安全で安心して生活できる施策を展開することが求められています。

本市の森林地域には、土砂の崩壊などが発生する可能性のある危険箇所が多数あり、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定を受けています（平成 25 年度末 土石流特別警戒区域 293 箇所、警戒区域 368 箇所・急傾斜地特別警戒区域 476 箇所、警戒区域 477 箇所）。特に北部地域は危険渓流が多く、森林の荒廃によると思われる局所的な水害が目立つため、地域の要望に基づき、順次、治山・砂防施設の整備を進めるとともに、治山・砂防対策に対する地域住民への啓発活動に努めています。今後も、山地災害の発生を未然に防ぐため、森林の公益的機能を維持増進するとともに、急傾斜地崩壊危険区域などの危険箇所の把握・監視や治山・砂防施設の維持管理や整備を図る必要があります。

また、市内には、鳥羽川や伊自良川、武儀川など 17 本の一級河川があり、水害を防止するための河川改修が県により計画的に進められてきました。しかし、河川の下流地域では、豪雨時には冠水の恐れのある地域もあり、集中豪雨などに備え、危険箇所を中心に市の管理する河川についても改修を進める必要があります。急流河川の多い北部地域については、護岸の補強や河床の安定を図るなどの局所的な河川改修が必要です。

更に、開発行為や都市化の進行に伴い、河川の親水性も低下していることから、治水事業と合わせて、生態系や景観の保全、親水性の確保が必要です。

《 施策の方針 》

北部地域は急峻な地形で土石流が発生する危険渓流が多数あり、南部地域では河川の氾濫による浸水被害が懸念されるため、治山・砂防事業や河川改修事業の推進により、集中豪雨や地震などに伴う山地崩壊、土石流、洪水などの自然災害を未然に防ぐとともに、市民への災害危険箇所の周知を行います。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 2 河川・山地などの安全確保

〈 施策の展開 〉

(1) 河川改修の推進

(2) 治山・砂防対策の強化

〈施策の展開〉			
2. 河川・山地などの安全確保			
	項 目	施策の内容	主担当
(1)	河川改修の推進	●護岸整備や危険箇所の改修を進め、洪水や護岸の決壊などの河川災害の未然防止を図ります。なお、事業にあつては、河川の生態系への配慮に努めます。	道路・河川
(2)	治山・砂防対策の強化	●山地災害の未然防止のため既存の治山・砂防施設機能の維持や、新たな治山・砂防事業の施行について、市民からの情報のもと、県に対して積極的な要望を行います。 ●急傾斜地崩壊危険区域等の監視や崩壊防止対策などを推進し、急傾斜地に接近している住宅などの安全確保に努めます。 ●市民に対して、広報・啓発活動を促進し、治山・砂防事業に関する理解の向上に努めます。	道路・河川 治山林道

《 数値目標 》

普通河川改修工事箇所数

【H25: 5箇所 ➡ H31: 7箇所】

急傾斜地崩壊防止施設のパトロール回数

【H25: 1回 ➡ H31: 2回】

3. 交通安全・防犯対策などの強化

《 現状と課題 》

交通安全対策では、カーブミラーや標識などの交通安全施設の整備のほか、地域の要望を踏まえて、通学路などにおける歩道整備や道路照明灯の設置、交通安全施設の整備などを進めるとともに、各年齢層に応じた交通安全教育・意識啓発に努めています。本市は、自動車への依存度が高いため、今後も子どもや高齢者などを中心とした交通安全対策の強化が必要です。

雪対策では、降雪時に主要道路・通学路を中心に民間委託による除雪作業や凍結防止剤の散布を行うほか、危険箇所には凍結防止剤を配置し、自治会などによる自主的な散布を行っています。しかし、景気低迷により建設投資額が減少傾向にあり、この影響で除雪作業を委託する建設業者の除雪機械やオペレーターが不足し、迅速かつ効率的な除雪等の作業が困難になってきています。今後は、市民の除雪に対する関心やニーズを踏まえた上で、地域住民と一体となった除雪活動を行い、道路などの安全確保に努める必要があります。

防犯対策としては、岐阜県安全・安心まちづくりボランティアの登録団体が 33 団体あり、子どもの登下校などの見守り活動を行っています。更に、警察と防犯協会などが連携して市民の防犯意識の高揚を図っていますが、引き続き、地域ぐるみでの防犯意識・体制の強化を図る必要があります。

消費者教育・活性化対策では、消費者の権利と自立支援の強化を図るため、市役所 1 階に市民相談室を設置し、相談窓口の拡充を図っています。また、担当職員の資質の向上と専門員を確保するなど複雑化・高度化する様々な消費者相談に対応し処理のあっせんに努めています。

消費者教育の強化としては、消費者被害の未然防止に向け、消費者行政の専門家による講演会や研修会を開催するなど、広報・啓発活動の強化に努める必要があります。

《 施策の方針 》

交通安全施設の計画的な整備を進めるほか、市民の交通安全意識の高揚に努めます。また、地域住民と一体となった除雪活動により、冬期間における道路などの安全確保に努めます。更に、関係機関や地域、学校などとの連携を強化し、地域ぐるみでの犯罪防止を図るほか、広報・啓発活動などの強化による消費者保護に努めます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 3 交通安全・防犯対策などの強化

〈 施策の展開 〉

(1) 交通安全対策の充実

(2) 雪対策の強化

(3) 防犯対策の充実

(4) 消費者の権利と自立支援の強化

〈施策の展開〉			
3. 交通安全・防犯対策などの強化			
	項 目	施策の内容	主担当
(1)	交通安全対策の充実	● 幼児、小学生に対する交通安全教室を引き続き実施し、交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢者については、山県警察署が行う高齢者交通安全大学校に協力し、事故のないまちをめざします。 ● 交通安全施設の整備を進めるとともに、地域の要望を踏まえながら、交通安全施設の計画的な整備・更新に努めます。 ● 保育所や学校、老人クラブ、自治会などとの連携を図りながら、幼児や児童、高齢者などへの交通安全教育を強化します。また、交通安全協会などとの連携により、広報・啓発活動を推進し、交通安全意識と交通マナーの向上に努めます。	交通安全
(2)	雪対策の強化	● 効率的な除雪計画により、道路などの除雪作業の迅速化を図ります。 ● 高齢者や障がい者などの冬の暮らしの安全確保のため、必要に応じて住宅の屋根の雪下ろしの助成を実施します。	道路・河川 社会福祉
(3)	防犯対策の充実	● 自治会からの要望に基づき、市内の必要箇所への防犯灯の設置を継続して進めます。また、老朽化した物から順次LED化を進め、電気料金の抑制にも努めます。 ● 市職員とボランティアによる青色回転灯パトロールを、夏休みを重点に引き続き実施します。 ● 関係機関との連携を図り、犯罪被害者の相談体制を強化します。	防災・防犯
(4)	消費者の権利と自立支援の強化	● 商品や契約などに関するトラブルに対する消費者相談の充実を図ります。 ● 研修事業の参加等により、行政職員の相談員としての資質向上を図るとともに消費者相談員の確保に努めます。 ● 広報紙やホームページなどを活用し、商品知識やトラブル事例などの周知を図るとともに、講演会や研修会などを通じて、消費者意識の向上に努めます。	消費者行政

《 数値目標 》

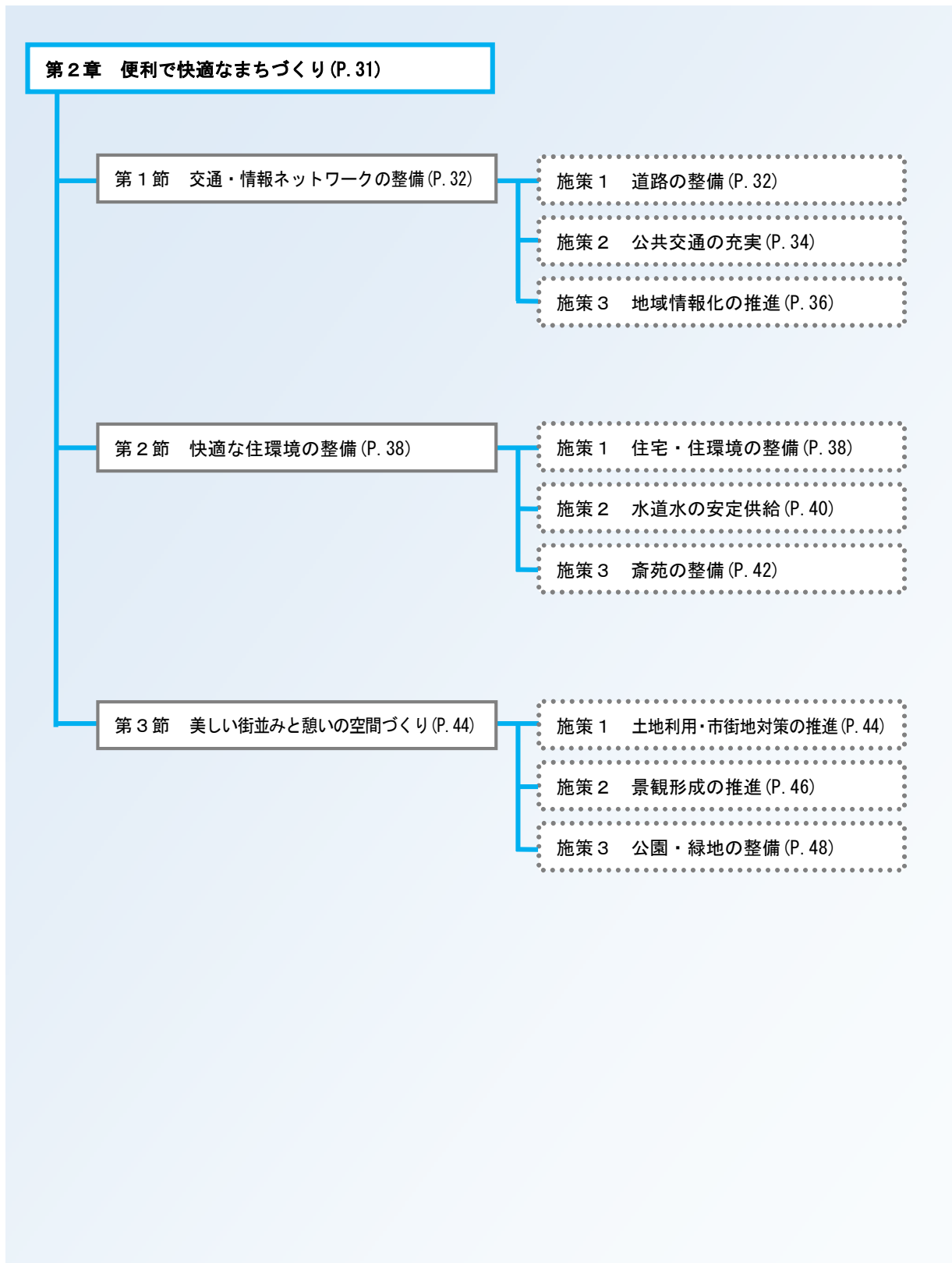
交通事故死者数
【H25: 2人 ⇒ H31: 0人】

交通事故加害者数（免許所有者1,000人あたり）
【H25: 5.66 ⇒ H31: 5.5人】

消費者トラブルに関する研修等の実施回数
【H25: 1回 ⇒ H31: 3回】

第 2 章 便利で快適なまちづくり

《 第2章 施策の体系 》



第1節 交通・情報ネットワークの整備

1. 道路の整備

《 現状と課題 》

市内に鉄道路線を持たない本市にとって、道路は市民の日常生活や、経済活動を推進するために大変重要なものです。効率的な道路網の形成により、利用者が快適に移動できるように配慮するとともに、道路や橋梁の安全性の向上にも取り組む必要があります。

本市は主要道路として、南北を国道 256 号が、東西を国道 418 号がつないでいます。また、都市計画道路岐阜駅高富線（国道 256 号バイパス）の整備により、国道 256 号の渋滞の緩和や岐阜市内への移動時間の短縮が以前より改善されています。今後は、東海環状自動車道西回りルート（平成 32 年度目標）の開通に向けて、都市計画道路岐阜駅高富線（国道 256 号バイパス）の早期完成が望まれています。

主要地方道は、岐阜美山線及び関本巣線の 2 路線と、一般県道は、伊自良高富線、神崎高富線、柿野谷合線、美山洞戸線及び伊自良本巣線の 5 路線があり、県により整備が進められています。しかし、狭あい箇所や歩道の未整備、交通事故が多発する危険な交差点などの未改良箇所も多く残されています。市道については、約 2,640 路線、総延長約 640km あり、市民生活や産業基盤を支える重要なアクセス機能を担っています。中でも交通のネットワークを構築する主要路線については、計画的に改良事業を行う一方、路面の改修や橋梁の補修などの維持補修についても重点的に取り組んでいます。

しかし、近年は厳しい財政状況による公共事業の縮小や見直しの傾向が続き、国・県道の整備の進捗状況が鈍化しているため、今後も市民や関係機関との協働により、幹線道路の整備促進について、要望活動を継続する必要があります。また、その他の生活道路等においても、市民からの改良や建設の要望も多いため、道路の老朽化対策とともに計画的に整備を進める必要があります。

《 施策の方針 》

関係自治体等と連携し、東海環状自動車道をはじめとする主要幹線道路の整備促進に努めるとともに、生活道路等の整備を進め、地域間の循環性や市民生活の利便性の向上を図ります。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 1. 道路の整備

〈 施策の展開 〉

- (1) 自動車専用道路の整備
- (2) 国・県道などの整備
- (3) 市道及び幹線街路の整備
- (4) うるおいと魅力ある道づくり

〈施策の展開〉			
1. 道路の整備			
	項 目	施策の内容	主担当
(1)	自動車専用道路の整備	●東海環状自動車道及び高富 IC（仮称）の早期開通に向けて、国や関係機関への働きかけに努めます。	道路・河川
(2)	国・県道などの整備	●国道 256 号、国道 418 号、主要地方道岐阜・美山線及び関・本巣線の整備促進や一般県道 5 路線の改良促進を図ります。	道路・河川
(3)	市道及び幹線街路の整備	●市道の計画的な建設及び改良を推進するとともに、高齢化が進む橋梁などの計画的な補修を行い、長寿命化を図ります。	道路・河川
(4)	うるおいと魅力ある道づくり	●歩道の設置や安全施設の整備を進めるほか、歩道の段差解消などバリアフリー化に取り組みます。	道路・河川

《 数値目標 》

市道改良工事箇所数

【H25: 33 箇所 ➡ H31: 35 箇所】

橋梁の点検実施数（累計）

【H25: 52 橋 ➡ H31: 612 橋】

橋梁長寿命化対策（累計）

【H25: 1 橋 ➡ H31: 19 橋】

安全施設・歩道の改修工事箇所数（累計）

【H25: 0 箇所 ➡ H31: 5 箇所】

2. 公共交通の充実

《 現状と課題 》

人口減少やマイカーの普及などによる利用者の減少に伴い、地域の公共交通におけるサービス水準は低下し、本市の公共交通は危機的な状況にあります。

市内には鉄道がなく、路線バスは乗客減少に伴う撤退が相次ぎ、市が自主運行バスを運行することで市民の移動手段を確保しています。市民からは、通院・通学・買い物等生活のため路線を維持・拡張して欲しいという要望がある一方、利用者の少ない路線は廃止すべきとの声も寄せられています。

ドア・トゥ・ドアで利用できるタクシーも、市内に営業所を持つ法人事業者数は廃業により減少して現在は1社となっており、営業所から遠方の地域では、タクシーの利用すら困難な状況となっています。

そこで本市では、市内交通の維持・確保・利便性向上のために、公共交通総合連携計画を策定し「みんなでつくり、守り、育てる生活交通」を基本理念として、市公共交通会議を中心に計画に基づいた施策の推進に努めてきました。特に、各路線の運行方法（バス、デマンド型交通等）、運行日、ルート等の代替候補案については、地区自治会連合会における地域バス調整会議が主体となって検討し、合意・調整が整い次第、改善を実施しています。

今後は、策定した公共交通総合連携計画を基本としつつも、まちづくり施策と連携し、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築をめざす、交通政策基本法と平成26年に改正された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいた地域公共交通網形成計画と地域公共交通再編実施計画を新たに策定し、計画的な市内交通網の再編を進めていく必要があります。

新たに策定する計画では、岐阜市をはじめ隣接市への移動が多い本市の特徴を捉え、隣接市の交通施策の動向にも留意しながら、高速道路網、バス、タクシー、自家用車、自転車、徒歩など各種交通モードを結節し、市内の移動と市外への移動が円滑に行える、新たな交通結節拠点整備を、市民、交通事業者等関係機関とともに検討する必要があります。また、交通機関の利便性が低い過疎地域などについては、デマンド型交通など有効な手法を検討する必要があります。更に、障がいのある人などの利便性確保のため、福祉有償運送を推進するとともに、関係機関などの協議を踏まえた適正な福祉有償運送の確保も改めて検討が必要です。

《 施策の方針 》

市民、市、交通事業者が連携して、利用者の視点に立った利用しやすく持続可能な生活交通の整備を図るため、地域公共交通網形成計画と地域公共交通再編実施計画を新たに策定します。新たな計画に基づき、交通結節拠点整備や各地域に最適な運行方法を検討し、市内外の移動の円滑化と市内交通網の再編を図ります。

また、障がい者や要介護者など、一人で公共交通機関を利用することが困難な方の利便性確保のために、福祉有償運送の推進に努めます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策2 公共交通の充実

〈 施策の展開 〉

- (1) 地域公共交通網形成計画と地域公共交通再編実施計画の策定
- (2) 交通結節拠点整備の検討、市内外の移動の円滑化
- (3) 自主運行バスなど生活交通の維持確保・利便性の向上
- (4) 民間路線バス・タクシーの運行体制の充実
- (5) 福祉有償運送の推進

〈施策の展開〉			
2. 公共交通の充実			
	項 目	施策の内容	主担当
(1)	地域公共交通網形成計画と地域公共交通再編実施計画の策定	● まちづくり施策と連携し、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築をめざす、地域公共交通網形成計画と地域公共交通再編実施計画を新たに策定します。 ● 策定した地域公共交通再編実施計画は、国土交通大臣の認定を受け、国・県の重点的な支援を受けられるよう検討します。	交通対策
(2)	交通結節点整備の検討、市内外の移動の円滑化	● 高速道路網、バス、タクシー、自家用車、自転車、徒歩など各種交通モードを結節し、市内の移動と市外への移動が円滑に行える、新たな交通結節拠点整備を検討します。 ● 新たな交通結節拠点を中核施設とし、特産品物販、飲食、観光、市民活動、健康福祉、教育、防災など幅広く活力あるまちづくりの拠点となる複合施設としての整備を検討します。	交通対策
(3)	自主運行バスなど生活交通の維持確保・利便性の向上	● 市地域協働推進事業計画に基づき、各種利用促進策を市民、事業者との協働で計画の推進に努めます。 ● 自主運行路線の他、市内全営業路線、タクシー情報等を網羅した公共交通ガイドブックの継続的な発行・更新を行います。 ● 対象者を絞った利用促進教室を開催します。 ● バスヘルパー活動を継続して行います。 ● 地域バス調整会議開催を支援し、地域内の合意形成・関係機関調整による運行方法（バス、デマンド型交通等）の選択・ダイヤ・ルート、運行日の改変を行います。 ● 利用促進を図るため、適宜、運賃減免を実施します。 ● 国・県の法・制度改正等による交通施策動向に注視しながら、補助制度の効率的活用を継続して検討します。	交通対策
(4)	民間路線バス・タクシーの運行体制の充実	● 民間路線バス事業者、タクシー事業者等とともに、市公共交通会議での協議を踏まえ、市内公共交通の維持・確保に向けての情報共有・運行調整を図ります。 ● 新たな交通結節拠点から JR 岐阜駅方面への営業路線の快速便増便など、輸送力強化を事業者に促します。 ● 市内全公共交通の情報を網羅した公共交通ガイドブックの継続的な発行・更新を行います。 ● 自主運行路線と営業路線との乗り継ぎ情報や、現在の運行状況を検索できるホームページの充実を支援するなど、自主運行バスとともに各種交通機関の利用促進を図ります。	交通対策
(5)	福祉有償運送の推進	● 障がいのある人などの利便性確保のため、福祉有償運送を推進するとともに、関係機関などの協議を踏まえて適正な福祉有償運送の確保を図ります。	社会福祉

《 数値目標 》

自主運行路線 乗車人数
【H25: 185,926 人 ⇒ H31: 198,000 人】

自主運行路線 乗車一人当たりの運行経費
【H25: 828 円 ⇒ H31: 770 円】

自主運行路線 一便当たりの乗車人数
【H25: 5.9 人 ⇒ H31: 6.2 人】

3. 地域情報化の推進

《 現状と課題 》

国では、平成 18 年の「e - Japan 戦略」や「e - Japan 戦略Ⅱ」の成果を踏まえ、以降 5 年間の新たな取組として「平成 22 年度には IT による改革を完成し自立的な社会実現する」ことを目標とする「IT 新改革戦略」が策定され、情報通信技術によって日本社会が抱える課題解決をめざす「IT 構造改革力追求」や、ユビキタス社会への基盤を整備する「IT 基盤の整備」などが、今後の重点施策として位置づけられました。更に平成 21 年には「i-Japan 戦略 2015」が策定され、平成 27 年までに、利用者視点のデジタル社会実現をめざしています。また、平成 22 年 5 月には「新たな情報通信技術戦略」が策定され、国民主権の社会を確立すること目的に「国民本意の電子行政の実現」「地域の絆の再生」「新市場の創出と国際展開」3 つ重点戦略が示されました。

本市では、地域情報化計画に基づき、市全域への光ファイバーによる有線テレビ網を整備し、市全域を有線テレビ放送のエリアとするとともに、地上波デジタルテレビ放送への対応やブロードバンドサービスの提供を行い、地域間による情報格差の解消に努めてきました。また、行政の情報化においては、ホームページを活用し、適時、市政の情報を提供しているほか、庁内 LAN の構築による情報共有化や事務処理の効率化を図っています。

今後も情報環境を活用した市民の市政への幅広い参画を促進するとともに、高齢者や障がいのある人などに配慮した情報提供に努めます。また、情報化システムの共同開発やアウトソーシングなども視野に入れながら、情報投資の効率化を進めるとともに、情報機器の利用においては、セキュリティ及び職員の情報管理意識の向上を図ることが必要です。

《 施策の方針 》

地域情報化計画の着実な推進を図り、情報通信基盤の充実や情報システムの構築を進めます。また、市民の利用実態やニーズを把握しながら、暮らしの豊かさを高めるための情報社会の構築に努めます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 3 地域情報化の推進

〈 施策の展開 〉

(1) 情報通信基盤の充実

(2) 市政での情報化の推進

(3) 市民の ICT 利活用の支援

〈施策の展開〉			
3. 地域情報化の推進			
	項 目	施策の内容	主担当
(1)	情報通信基盤の充実	●インターネット環境の充実を図り、利用者のニーズや社会情勢に合わせたサービスの拡充に努めます。 ●利用者の接続環境・利用実態にあった接続先の選択ができるよう提供エリアの拡大等の要望に努めます。	情報化
(2)	市政での情報化の推進	●情報通信技術の活用とともに、安全性と信頼性の確保を図るとともに、市政の各分野における情報化を推進し、情報システムの効率的な利用を促進します。	情報化
(3)	市民の ICT 利活用の支援	●高齢者や障がいのある人などに配慮した情報提供に努めるとともに、利用者のニーズや社会情勢に合わせたサービスの提供を行えるよう取り組みます。 ●観光施設や災害時における防災の拠点（避難所を含む）等の公共施設に公衆無線 LAN 環境の整備拡大を推進します。	情報化

《 数値目標 》

公衆無線 LAN 環境設置施設数
【H25: 25 箇所 ⇒ H31: 40 箇所】

第2節 快適な住環境の整備

1. 住宅・住環境の整備

《 現状と課題 》

市民の住宅・住環境の整備については、本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来、循環型社会への転換、経済の低迷に伴う低所得者層の増加、住生活に関する市民ニーズの多様化など様々な社会情勢や大規模地震、土砂災害などへの防災対策を踏まえて取り組んでいく必要があります。

本市では、岐阜市に隣接する地域や幹線道路沿いを中心に住宅が集積しています。誰もが安全、快適に暮らしやすい住宅・住環境づくりを進めていくためには、建築物の防災対策が必要となりますが、昭和56年以前に建築された新耐震基準に適合しない住宅が市内に推計で3,670戸あることが見込まれています。また、全国的に空家が増加傾向にあり、本市においても適切に管理されていない空家が周囲の住環境に悪影響を及ぼす事例が発生しています。社会全体の安全の確保を進める上で、建築物の耐震化や危険空家の解消について、積極的に対応していく必要があります。

また、低所得者層における住宅困窮者対策として、市営住宅を32戸設置しています。しかし、そのうち23戸で老朽化が著しく、改築等の対応を行っていく必要があります。また、主に子育て世代の中堅所得者層に対して、特定公共賃貸住宅が6戸整備されていますが、近年空部屋が増加する傾向にあります。

更に、都市部からの移住定住希望者に対する受入体制の整備や、情報発信が十分ではないため、アクションプランを策定し体制整備の強化を図る必要があります。

《 施策の方針 》

市民の住環境の形成を総合的、計画的に図るとともに、市営住宅の老朽化への対応、空家対策及び木造住宅を主とした民間住宅等の耐震化を促進し、安全・安心な環境を整備します。また、都市と共生して、ゆとりと豊かさを実感し安心して暮らすことのできる自然環境豊かな山村地域において、移住定住者の受入環境の整備を図ります。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策1 住宅・住環境の整備

〈 施策の展開 〉

- (1) 良質な宅地・住宅整備の促進
- (2) うるおいのある住環境の形成
- (3) 山村地域における良質な住環境の形成
- (4) 移住定住の促進

〈施策の展開〉			
1. 住宅・住環境の整備			
	項 目	施策の内容	主担当
(1)	良質な宅地・住宅整備の促進	●民間による土地区画整理事業の支援を検討するとともに、土地開発指導などにより、良質な宅地の供給を図ります。 ●市営住宅の需要動向を把握し、必要な供給量を確保するため、既存施設の改築や用途変更及び民間住宅等の借上げ等について検討します。また、市営住宅の整備に当たってはバリアフリー化に努めます。 ●子育て世代の住宅困窮者に対して、住宅支援の方策を検討します。 ●住宅、建築物の防災・安全対策として、建築物等の耐震化、及びアスベスト対策を促進します。 ●市内の空家の実態を把握し、危険空家の解消に努めます。	市営住宅
(2)	うるおいのある住環境の形成	●地域の自然環境や景観に配慮した住環境の整備を図るとともに、市民による住宅地周辺での緑化や花壇の整備などの支援に努めます。	市営住宅環境
(3)	山村地域における良質な住環境の形成	●人口減少や高齢化などの進行が著しい市北西部等における住環境の整備を計画的に実施するために必要な施策の検討に努めます。	北部活性化
(4)	移住定住の促進	●東海環状自動車道西回りルート（平成32年度目標）の全線開通や人口減少社会を見据え、県及び他市町村との連携を強化し、本市への移住・定住の促進を図ります。 ●若者世代の移住・定住の促進を図る方策として、空家の有効活用を検討します。	総合企画 北部活性化

《 数値目標 》

木造住宅耐震診断実施件数

【H25: 184 件 ➡ H31: 274 件】（累計）

木造住宅耐震補強工事実施件数

【H25: 17 件 ➡ H31: 41 件】（累計）

2. 水道水の安定供給

《 現状と課題 》

大切なライフラインである水道水を安定的に供給するためには、水道施設・設備の適切な改修や維持管理が必要です。国の「水道ビジョン」では、「世界のトップランナーをめざしてチャレンジし続ける水道」を基本理念とし、「自らが高い目標を掲げて、常に進歩発展し、将来にわたって需用者の満足度が高くあり続け、需用者が喜んで支える水道」を目標としています。国における規制緩和・財政構造改革の中にあって、水道界においても水道ビジョンを中心とした動きなど、水道事業は変革の流れの中にあります。

本市の水道事業形態は、高富・美山（中洞地区を除く）地域で上水道給水区域となっており、伊自良・美山（中洞地区）地域は簡易水道給水区域となっています。各給水区域の水源は、地下水、表流水となっており、表流水を利用している地域では水質の変化も懸念されるため、水質汚濁防止のための管理を進めていく必要があります。

市民の共通の財産である貴重な水を、将来的に安定して安全に利用できるよう、今後も水質検査等を行うとともに、施設の老朽化対策を進めていく必要があります。

《 施策の方針 》

市民が安定して、安全に水道水を利用できるよう、水道供給施設の整備や更新を進めるとともに、水道事業の経営の健全化に努めます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策2 水道水の安定供給

〈 施策の展開 〉

- (1) 安全で効率的な水道事業の推進
- (2) 水道施設等の維持・管理の推進
- (3) 健全経営の確立

〈施策の展開〉			
2. 水道水の安定供給			
	項 目	施策の内容	主担当
(1)	安全で効率的な水道事業の推進	●水質基準に適合した安全で安定したおいしい水を供給するために、定期的な水質検査や浄水場の定期点検の実施に努めます。	水道
(2)	水道施設等の維持・管理の推進	●老朽化施設の定期的な点検を実施により状態を記録・管理し、的確な更新時期の判断に努めます。 ●水道水危機管理マニュアルに基づき、災害時や非常時における重要度や優先度に考慮した給水体制の整備を図ります。	水道
(3)	健全経営の確立	●施設整備・更新の財源確保のため、事業運営について適宜検討に努めます。 ●水道事業に必要な建設、水質、法制度、設備管理、経営の多面的な技術のため、技術者等の人員の確保を図ります。	水道

《 数値目標 》

給水普及率
【H25: 97% ➡ H31: 99%】

有収率
【H25: 73.3% ➡ H31: 80.0%】

3. 斎苑の整備

《 現状と課題 》

高齢化の進行に伴い、斎苑のニーズは高まっていくことが見込まれます。しかし、市内には民間の斎場もあり、葬儀のあり方についての市民ニーズの変化等とあいまって、岐北斎苑の利用者が減少している状況にあります。

本市では、平成9年に整備した「岐北斎苑」が建設から17年余りが経過し、今後、計画的な改修等が必要となってきます。市民のニーズを踏まえながら、岐北斎苑のあり方について、検討していく必要があります。

《 施策の方針 》

広域的な連携を図りつつ「岐北斎苑」の効率的な管理・運営を図るとともに、斎場や墓地のあり方についての市民ニーズを把握し、今後の方向性を検討します。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策3 斎苑の整備

〈 施策の展開 〉

(1) 「岐北斎苑」の維持・管理

(2) 市民のニーズの把握

〈施策の展開〉			
3. 斎苑の整備			
	項 目	施策の内容	主担当
(1)	「岐北斎苑」の維持・管理	● 広域的な連携を図りながら、「岐北斎苑」の効率的な管理・運営を進めます。	衛生
(2)	市民のニーズの把握	● 斎場や墓地のあり方についての市民ニーズを把握し、今後の方向性を検討します。	衛生

《 数値目標 》

岐北斎苑利用件数
【H25: 88 件 ➡ H31: 105 件】

第3節 美しい街並みと憩いの空間づくり

1. 土地利用・市街地対策の推進

《 現状と課題 》

市民の快適な暮らしに配慮したまちづくりのためには、豊かな自然環境を守りつつ、にぎわいと活力のあるまちとなるよう、地域特性や地域ニーズを踏まえた計画的な土地利用を市民や事業者と協働で推進していく必要があります。

本市の土地利用の状況をみると、北部の過疎・高齢化による土地の流動性の停滞や旧市街地の空洞化が進む一方で、市役所及び東海環状自動車道高富 IC（仮称）周辺では都市化の進行が予測されます。東海環状自動車道や関連道路の整備を機に、美しい自然環境や交通立地の向上を活かしつつ、市街地としての機能を高める総合的な取組を進めることが必要となっています。そのため、将来都市化が見込まれる地域の調和のとれた都市形成の構築などに配慮しつつ、都市計画マスタープランに基づき、社会情勢の変化や地域の状況に適切に対応した総合的な土地利用を進める必要があります。

また、地籍調査事業については、国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査を実施していますが、対象面積が広いことから、長期的な計画に基づく効率的な推進に努める必要があります。

《 施策の方針 》

時代の変化や地域の実態を踏まえて、総合的な土地利用の方針を確立するとともに、自然環境の保全と適正な開発の調和に配慮し、秩序ある土地利用を進めます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 1 土地利用・市街地対策の推進

〈 施策の展開 〉

（１）計画的な土地利用の促進

（２）市街地の整備

〈施策の展開〉			
1. 土地利用・市街地対策の推進			
	項 目	施策の内容	主担当
(1)	計画的な土地利用の促進	●都市計画区域の土地利用の実態と将来計画を勘案し、土地利用規制の見直し等を進めます。また、東海環状自動車道や国道 256 号バイパスの整備に合わせて、周辺地域の計画的な土地利用を促進します。 ●国土調査法に基づく地籍調査事業を推進し、土地利用の促進に努めます。	都市計画 地籍調査
(2)	市街地の整備	●市民や民間との連携を図り、中心市街地活性化の方策について検討します。 ●東海環状自動車道高富 IC（仮称）周辺の土地区画整理事業を検討します。	都市計画

《 数値目標 》

地籍調査事業実施面積（累計）
【H25: 0.42 km² ⇒ H31: 3.0 km²】

土地利用規制（用途地域）の指定面積
【H25: 315ha ⇒ H31: 340ha】（累計）

2. 景観形成の推進

《 現状と課題 》

本市は、自然景観や歴史的景観などの美しい景観資源を有しており、環境保全などの関連施策により、適切な景観保全に努め、次世代へ引き継いでいく必要があります。

本市では、景観法に基づく諸制度を活用したまちづくりを行うため、同法に基づく景観行政団体への移行について検討を重ね、平成 26 年 3 月に景観行政団体に移行しました。これにより、景観法に基づいた、良好な景観の保全・形成を図るなど、地域の良好な景観の形成に関する方針や制限に関する事項を市独自で定めることができるようになりました。

今後は、東海環状自動車道高富 IC（仮称）の開通により、市外から訪れる人々が増加することが予測されており、より一層景観に配慮した美しい街並みづくりが期待されます。建築物や屋外広告物のデザイン・色彩などの景観に関するルールづくりを市民との協働により行い、市民の美しいふるさとに対する愛着や誇りの醸成を図りながら、よりよい景観づくりを行っていく必要があります。

《 施策の方針 》

市民、事業者、各種団体との協働により、景観形成の方針を明確に示し地域の特性を活かした美しいまちづくりの推進に努めます。

《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 2 景観形成の推進

〈 施策の展開 〉

（１）総合的な景観形成の推進

（２）魅力ある街並みの形成

〈施策の展開〉			
2. 景観形成の推進			
	項 目	施策の内容	主担当
(1)	総合的な景観形成の推進	●良好な景観づくりに向けて、市民と協働し景観計画の策定や景観条例の制定を進めます。	都市計画
(2)	魅力ある街並みの形成	●周辺土地利用や自然環境を勘案し、屋外広告物条例の制定を検討します。 ●景観に配慮した公共案内看板の設置及び街路樹等の保全管理に努めます。	都市計画

《 数値目標 》

屋外広告物パトロール

【H25: 1回/年 ⇒ H31: 3回/年】

3. 公園・緑地の整備

《 現状と課題 》

公園は、市民が身近に楽しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場として、また、美しい景観や野生生物の生息・生育環境を形成する場として、人と人、自然と人などの関係性を向上させる機能を有しています。また、災害発生時には一時的な避難地や避難路、防災拠点としての機能など、地域防災の面でも大きな役割を担っています。

本市では、「四国山香りの森公園」や「みんなのげんき広場」「ハリヨ公園」「フラワーパークすいげん」など、自然に親しめる様々な公園が整備され、市民の憩いの場や市内外との交流の場となっています。現在、地域での身近な集いの場やレクリエーションの場として、69箇所の公園や広場が整備されていますが、公園整備や既存公園の安全で快適な維持管理を求める地域のニーズは高まっており、地域の特徴を活かし、地域と密着した公園の整備が期待されます。公園の維持管理に当たっては、今後も市民との協働を進め、まち美化パートナーや自治会をはじめとする各種団体による花飾り、清掃活動などの取組との連携を強化し、効率的で適切な維持・管理方法を確立する必要があります。

また、平成24年に開催された「ぎふ清流国体」馬術競技場用地の整備については、福祉健康広場として利用方法の検討が進められていますが、より効果的な利用につなげるために具体的な構想を確立する必要があります。

《 施策の方針 》

地域の特徴や市民のニーズを踏まえた公園や広場の整備に努めるとともに、市民や民間団体と連携した効率的な公園の維持管理に努めます。また、河川整備などの事業との調整を図り、緑のネットワークの構築を進めます。

《 施策の体系 》

《 施 策 》

施策3 公園・緑地の整備

《 施策の展開 》

(1) 既存公園の充実

(2) 都市公園などの整備検討

(3) 水辺と緑地の環境整備

〈施策の展開〉			
3. 公園・緑地の整備			
	項 目	施策の内容	主担当
(1)	既存公園の 充実	●四国山香りの森公園の利用促進を図り、市内外の人びとが集う魅力ある公園づくりに努めます。 ●遊具の安全管理や公園施設のバリアフリー化に努めます。 ●市民や民間団体と連携を強化し、公園の適切で効率的な維持管理に努めます。	公園緑地
(2)	都市公園な どの整備検 討	●市民ニーズを踏まえ、都市公園の整備を検討します。 ●福祉健康広場構想を策定し、公園整備などの検討を進めます。	公園緑地
(3)	水辺と緑地 の環境整備	●鳥羽川などの河川改修が実施される場合には、地域のニーズを踏まえ自然環境や景観に配慮した河川整備について事業主体に積極的に働きかけ、市民の憩いの空間づくりに努めます。	公園緑地

《 数値目標 》

公園管理委託箇所数（自治会等委託）
【H25: 18箇所 ➡ H31: 22箇所】

四国山香りの森公園、香り会館利用者数
【H25: 85,000人 ➡ H31: 95,000人】

